

第6回新居浜市長期総合計画策定市民会議都市基盤部会会議録

- 1 日 時 平成22年4月19日(月) 18:30~20:00
- 2 場 所 新居浜市役所 5階 大会議室
- 3 出席者
- 委員 ○部会長 佐々木世希 ○副部会長 伊藤嘉秀
○石水昭夫 ○岡田茂 ○近藤嘉郎 ○野間省一
○橋川隆至 ○藤田一
(欠席) ○薦田博孝 ○神野和彦
- 事務局 ○専門部会長 源代俊夫
○専門部会副部会長 本田龍朗、亀井喜一郎
○推進員 大野敏弘、伊藤公夫、山之内隆男、高須賀健二、
横川悦夫、續宗秀樹、伊藤崇、近藤昭平、
石川演男、丹下輝彦
(欠席) 赤尾恭平
○まちづくり担当 原一之、相坂祐介
- 4 傍聴者 2名
- 5 議 事 (1) 部会長あいさつ
(2) 新居浜駅周辺整備について
(3) 基本計画素案について
(4) 次回の開催日程について

源代専門部会長	【欠席者の報告】 本日の第6回をもちまして、市民会議の都市基盤部会は最終回となります。
佐々木部会長	皆さん、こんばんは。 今回は基本計画素案の検討をしたいと思います、前回の施策まとめシートの確認ということで進めていきたいと思っています。 また、部会のなかでも駅前区画整理事業に関心が高かったので、今回は始めにそちらの説明をしていただきたいと思います。 それでは、議事の2の新居浜駅周辺整備について説明をお願いします

	す。
横川次長	【「新居浜駅周辺整備」について説明】
佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。
岡田委員	平成22年度までの予算しか説明がありませんが、平成23年度から25年度までの予算はこれから検討するのですか。
横川次長	市のなかでの財源の予定はあります。しかし詳細についてはこれから検討していく予定です。
岡田委員	中途半端に終わってはいけないと思います。夢があって良いと思います。
佐々木部会長	それでは議事の3基本計画素案についての検討に入りたいと思います。長期総合計画全般について説明をお願いします。
原課長	【「長期総合計画全般」について説明】
佐々木部会長	次に、施策1-1「良好な都市空間の形成」について説明をお願いします。
大野課長	【施策1-1「良好な都市空間の形成」について説明】
山之内係長	【「地籍調査」について説明】
佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。 ないようですので、続きまして施策1-2「道路の整備」について説明をお願いします。
伊藤課長	【施策1-2「道路の整備」について説明】

佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。
橋川委員	活動指標が前回の320kmから今回の313kmへと変更となったのはなぜですか。
伊藤課長	計画値ですので推計をしております。そのなかで実施可能な路線をピックアップし、前回よりも精度をあげると今回の313kmというかたちになりました。
佐々木部会長	他にご質問、ご意見はございますか。 ないようですので、続きまして施策1-3「JR新居浜駅周辺の整備」について説明をお願いします。
横川次長	【施策1-3「JR新居浜駅周辺の整備」について説明】
佐々木部会長	最初の部分が総合文化施設に変更です。 ご質問、ご意見はございますか。 ないようですので、続きまして施策1-4「安心な住宅の整備」について説明をお願いします。
高須賀副課長	【施策1-4「安心な住宅の整備」について説明】
佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。 ないようですので、続きまして施策1-5「公園・緑地の整備」について説明をお願いします。
大野課長	【施策1-5「公園・緑地の整備」について説明】
佐々木部会長	自転車道路と公園を別々に考えるのではなく、自転車道路も公園と一体として考えるような、公園のループ化について検討していただけたらと思います。 続きまして、施策1-6「港湾の整備」について説明をお願いします。

	す。
石川技幹	【施策 1－6 「港湾の整備」について説明】
佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。
岡田委員	多目的国際ターミナルへのアクセス道路はどうするのですか。従来の道路からの改良はあるのですか。
石川技幹	計画を実行していく中で見直しをはかり、必要があれば交差点を改良するなど従来の道路改良も合わせて検討していきます。
佐々木部会長	他にご質問、ご意見はございますか。 ないようですので、続きまして施策 2－4 「下水道施設の整備」について説明をお願いします。
丹下副課長	【施策 2－4 「下水道施設の整備」について説明】
佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。 ないようですので、続きまして施策 2－5 「安心で安全な水道事業の推進」について説明をお願いします。
續宗課長	【施策 2－5 「安心で安全な水道事業の推進」について説明】
佐々木部会長	ご質問、ご意見はございますか。
橋川委員	濁度異常と濁度上昇は意図して使い分けているのですか。
近藤課長	条例上、濁度 10 以上は減免ということになっています。濁度異常が出て減免の場合、濁度が上昇して 10 以上になると減免という程度で異常という表現にしています。また濁度が少しでも上昇すると濁度上昇という表現にしています。

佐々木部会長	<p>他にご質問、ご意見はございますか。</p> <p>ないようですので、今日の協議をまとめていただけたらと思います。</p> <p>最後に次回の開催日程につきまして、事務局からお願いします。</p>
大野課長	<p>今回は、7月に中間案の報告のため、全体会を開催する予定です</p>
佐々木部会長	<p>それでは、本日の都市基盤部会を終了します。</p> <p>皆様、長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>